

令和 2 年度

事業計画書



社会福祉法人彦根市社会福祉協議会

令和2年度 彦根市社会福祉協議会事業計画

I. 基本方針

昨年10月、鳥居本地区において新しい活動がスタートしました。この活動は「たすけあい鳥居本」と呼び、電球交換やゴミ出しなど生活上のちょっとした困りごとを地域の有志が手助けしようとする取組みで、地域で暮らしていく上で妨げとなる困りごとを生活課題としてとらえ、住民間でそのことを共有しながら解決していこうとする仕組みでもあります。こうした日々の暮らしの上での生活課題は、誰もがいつか遭遇する課題であり、その意味で自らの問題でもあります。

少子高齢化や都市化が進み、核家族化やライフスタイルの変化とともに住民意識や地域社会も大きく変容していく中、かつては「相見互い」、「おたがいさま」といった人々の暮らしを支える困ったときの相互の助け合いも次第に失われてきています。家族内における紐帯も「ご近所付き合い」という人間関係も同じように希薄化し、地域における支え合いの力は確実に弱くなっています。経済的な格差の広がりや社会的に孤立する人の増加も影を落とし、地域には現行の福祉サービスではカバーしきれない多くの生活課題に対して住民が主体的にかかわる支え合いや助け合いの取組みが必要不可欠なものとなってきています。こうした支え合いは、人が住み慣れた地域において安心して暮らしていくためのセーフティネットの役割を果たすもので、冒頭の鳥居本地区の活動は、向後の地域社会での暮らしの一端を示唆する活動の一つであると言えるのではないかと思います。

私たち社会福祉協議会の役割もまた、こうした地域のぬくもりの感じられる支え合いや助け合いの活動と深く連帯し、持てる資源や専門性、組織的なネットワークを活かしながらともに行動していくことにあると考えています。

このことを強く意識し社協はここ数年にわたって組織基盤の強化を図りつつ、地域福祉活動を推進するため積極的に施策等を展開するとともに事業を推進してまいりました。このことにより社協活動に対する地域の理解と認識も一歩進んだとのお声もいただくようになってまいりましたが、令和2年度は新たに第1層の生活支援コーディネーターと断らない相談体制におけるCSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)を配置することとし、これまでも増して地域支援および相談業務の推進を図ってまいります。

また、新年度からは働き方改革により労働時間の把握が義務化されたことに伴い「勤怠管理システム」の導入を図るとともに、会計・経理システムについても新たなシステムに変更し、合わせて経営診断という要素も取り入れながら、省力化、スピードアップを図り組織基盤を一層強固なものとしてまいります。

「“おたがいさん”の心でつくる温かいまち彦根」——第一次地域福祉活動計画に掲げるこの社協の活動理念はそのままに、新年度からはこれまでの実績を踏まえて内容を大幅に見直した延長計画が新たなスタートを迎えますが、職員一同気持ちも新たに業務に取り組んでまいります。

Ⅱ. 令和2年度 重点事項4本柱

1 「我が事」の地域づくり・ひとづくり

(地域福祉推進事業の充実と推進)

「おたがいさんの見守り合い」のさらなる推進を図り、地域の福祉課題に対する予防と早期発見に努めるとともに、10年先・20年先を見据えて、住民が地域のビジョンや課題を話し合う機会を設け、「我が事」と捉えて解決を図っていく地域づくりを進めます。

また、高齢者や障害者、困りごとのある人など、誰もが地域でいきいきと活躍でき、平時にも災害時にも生きるひとづくりを行います。

2 「福祉まるごと連携」の相談体制づくり

(相談援助、生活支援活動の充実と推進)

問題を複雑化、深刻化させないためにも、ニーズを早期に発見し、適切な相談支援につなぐ取組を進めます。併せて、自らSOSを発信しづらい人へのアウトリーチや寄り添い支援の体制を検討し、制度の対象になるかどうかに関わらず放っておくことなく、さまざまな相談機関とのネットワークを生かしながら、相談者の思いや背景を尊重し、寄り添いながらそのペースに合わせて考える伴歩型^{*}とも言うべき取組をめざします。

※「伴歩」という言葉は、「伴走」よりもさらにゆっくり寄り添うことを意味する造語です。

また、さまざまな困りごとに対応するため、地域住民による助け合いはもとより、地域包括支援センターや相談支援事業所等の多様な専門機関(職)、行政、団体との協働のもとに「まるごと連携」の相談体制の充実に取り組みます。

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方々などが安心して生活できるよう、権利擁護支援を行います。

3 介護保険、障害福祉サービス事業の充実

介護保険、障害者総合支援、介護予防・日常生活支援の安定した運営による質の高いサービスの提供し、高齢者、障害者が地域で安心して生活できるよう支援していくとともに、収益を地域福祉の推進にも役立てていきます。

4 組織基盤の整備と強化

社会福祉法改正に伴う「ガバナンスの強化」に引き続き取り組むとともに、拡大した事務局組織の適正な運営を進めるため、経営機能・財務規律および内部連携を強化していきます。

また、それぞれの分野において専門性を発揮できる人材の確保・育成に努めます。

Ⅲ. 事業計画

《重点項目：地域福祉推進事業の充実と推進》

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域福祉推進事業]

1 地域福祉活動計画推進事業

「地域福祉活動推進計画」の活動理念である「“おたがいさん”の心でつくる温かいまち彦根」の実現に向け、令和元年度末に策定された「第1次計画・2ヵ年延長計画」に基づき市域全体における地域福祉を推進していくとともに、令和4年度から開始する「第2次計画」の検討に向け、地域福祉推進委員会構成団体からの選抜メンバーによるワーキング会議を設置します。

また、各学区（地区）で策定された「住民福祉活動計画」の具体化を図るため、各学区（地区）における地域支援を引き続き行うとともに、10年先・20年先を見据えた地域づくりの指針となる「第2次住民福祉活動計画」の策定に向け、推進会議や懇談会等の開催支援を行います。

- ・地域福祉推進委員会の開催 6月および2月に開催予定
- ・「第1次計画・2ヵ年延長計画」冊子の発行・周知【新規】 1,000部
- ・「第2次計画」の策定に向けたワーキング会議の開催【新規】 年4回
- ・各学区（地区）住民福祉活動計画推進会議の開催 随時開催
- ・第2次住民福祉活動計画策定懇談会の開催【新規】 随時開催
- ・住民福祉活動計画の推進に向けた取組への事業費助成

2 学区（地区）社協活動推進事業

各学区（地区）社協の活動の推進に向け、毎月定例の会長会を開催し、学区（地区）間の情報共有と取組の活性化を図るとともに、各学区（地区）における地域福祉活動に要する事業費を助成します。

- ・定例学区（地区）社協会長会（毎月1回）
- ・学区（地区）社協活動助成
- ・いきいき安心推進事業助成
- ・敬老行事開催事業助成
- ・学区（地区）社協広報啓発事業助成

3 生活支援コーディネーター設置事業

地域に積極的に入り込み、住民同士の交流の場や声かけ、見守り合い・助け合いなど、住民が主体となったあらゆる福祉活動や社会資源の把握を行うとともに、人と人、人と活動・モノ・情報等のさまざまなコーディネートを行うことにより、住民のやり

がいや生きがいにつながる活動や場、しくみづくりを推進します。

概ね小学校区で取り込まれる住民ネットワーク（協議体）において、住民自らが地域の福祉課題について話し合い、専門職や企業、関係機関等と連携した取組が推進されるよう支援します。

これらの実践に向け、主に小学校区での取組を推進する“地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）”を引き続き7名配置するとともに、市域における取組を推進する“第1層生活支援コーディネーター”を新たに配置します。

- ・第1層生活支援コーディネーターの配置【新規】 1名
 - ・テーマ別（移動支援、生活支援など）第1層協議体の開催【新規】 年3回
 - ・地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）の配置 7名
- ※各学区（地区）の地域担当職員を兼ねて配置
- ・小学校区ごとの課題共有および協議の場づくりの推進
 - ・地域におけるさまざまな居場所づくりや見守り合い活動の推進
 - ・地域における支え合い・助け合い活動（居場所や生活支援（配食・宅配・訪問・送迎等）に関する情報一覧の作成

4 見守り合い活動推進事業

つながりの希薄化等により地域で孤立することなく、平時や災害時に関わらず困ったときや助けてほしいときにSOSを発信でき、受け止められるような強いつながりのある地域づくりを進めます。

市内の各自治会において“地域の課題や困りごとの早期発見”ができるよう、日頃からご近所をはじめ住民同士が気かけ合い、見守り合う地域づくりやしくみづくりを進めます。

また、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、福祉委員、地域包括支援センター、さらには事業所等がそれぞれの立場で平時や日常業務の中で地域課題を「我が事」として取り組む“地域丸ごと連携”により、誰もが住みやすい地域づくりを進めます。

- ・地域見守り合い活動推進助成（自治会向け） 実施50自治会
- ※見守り合い活動+関係者による見守り会議の実施
- ※新規立ち上げ 10自治会
- ・移動外出支援車両「おたがいさんさん号」の貸出 随時
 - ・彦根の見守り合い活動・支え合い活動事例集の作成【新規】 2,000部

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：地域づくりボランティアセンター事業]

5 みんなの地域づくり推進事業

“地域丸ごと連携”の実現をめざし、住民個人や自治会、ボランティアグループ・NPO、民生委員児童委員、事業所等による“地域の課題や困りごとの早期発見”“助け合い・支え合い体制の構築”を進めるため、地域づくりボランティアセンターに「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置し、地域福祉活動における担い手づくりやボランティアニーズのマッチング、ネットワークづくり、地域福祉を推進する団体・グループの活動支援などの事業を推進します。

また、昨年度開設した「ボラカフェ」を交流拠点として、ボランティア活動に興味のある人や活動者による情報交換、仲間づくり、情報発信を行うとともに、「プチ講座」を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりを推進します。

これらの地域福祉やボランティアに関する取組の輪を広げていくことを目的に、「見守り合いフォーラム」を彦根市社会福祉大会と同時開催し、市内の自治会や企業における見守り合い活動の実践に関する学びの機会をつくるほか、地域や学校、企業等への出前講座や福祉教育を積極的に実施します。

さらに、本会の各事業（フードバンク、火災被災者への家具・家電の運搬、福祉教育における車いす搬送など）に使用する「軽トラック」1台を新たに配備し、未使用時には自治会等への貸出しを行うことにより助け合い・支え合いを推進します。

- ・地域づくりボランティアコーディネーターの配置 4名（兼任3名）
 - ・ボランティア講座の開催
 - ・ボランティアニーズのマッチング
 - ・ボランティア活動にかかるネットワーク構築意見交換会【拡充】
 - ・ボランティアグループ、福祉団体への活動助成
 - ・福祉のまちづくり活動助成【拡充】 モデル4事業
 - ・地域福祉の推進団体（市民児協連、身体障害者更生会）事務の実施
 - ・「ボラカフェ」「プチ講座」の実施【拡充】 毎週金曜日午前
 - ・「ボランティア募集キャンペーン」の実施【新規】
 - ・広報紙やSNSを通じた情報の計画的な発信
 - ・「見守り合いフォーラム」の開催 11月下旬
 - ・福祉の出前講座、福祉教育の実施
- 目標数／地域向け：50回、学校向け：延べ50回、事業所向け：5回
- ・事業所との地域見守り合い活動協定の締結 新規締結5事業所
 - ・活動拠点づくりに向けた空き家活用
 - ・市内モデル地区（4小学校区）における「丸ごと」の地域づくり推進【拡充】
 - ・赤い羽根共同募金の活用による「軽トラック（貸出しを兼ねる）」の整備【新規】

6 災害に強い地域づくり推進事業

近年、日本各地で自然災害が発生する中、いざというときに「助けて」と言い合える地域づくりの実現に向け、常日頃から災害発生時に備えた防災・減災にかかる啓発事業を行うとともに、市より「災害時避難行動要支援者制度」の事業委託を受けて、引き続き平時における見守り合い、支え合いの地域づくりの推進を図ります。

また、防災・減災を切り口とした地域づくりを広めるため、ワークショップを開催し、災害に備えた日頃からの助け合い・支え合いの体制、しくみづくりの取組を進めていきます。

さらに、彦根市における災害発生に備えて、防災備品等を整備します。

- ・災害ボランティアセンター事業（防災訓練・啓発事業）の実施
市防災訓練時（8月）に実施予定
- ・「災害にも強い地域づくり」ワークショップ（交流会）の開催【拡充】
- ・災害時避難行動要支援者制度の受付および処理 毎月実施
- ・赤い羽根共同募金の活用による「防災倉庫、テント等」の整備【新規】

7 子ども・若者支援事業

さまざまな理由により課題や困難、悩みを抱える子どもや若者、その家族を対象として、“地域における多様な居場所づくり（子ども食堂、学習支援の場、夜の居場所であるフリースペース、若者サロンなど）”の充実と推進を図ります。

- ・地域における多様な居場所の立ち上げおよび運営支援
- ・子ども支援ボランティア養成講座の開催【新規】 年2回
- ・子ども支援活動者交流会の開催 年1回
- ・ベビー&キッズ用品リユースの開催 年2回
※子育て支援グループ HotHot〜ほどほど〜主催事業への開催支援
- ・学校必需品や日用品のリユース事業の実施
- ・フードバンクひこね（月2回）の活動支援

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：善意銀行運営事業]

8 彦根善意銀行運営事業

市民の“何か地域の役に立ちたい”という温かい善意の気持ち（金品や物品）をお預かりし各種福祉活動に役立てるため、市内のさまざまなお店や企業の協力を得て「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置を進めるほか、誰もが気軽に地域福祉活動へ寄付しやすい環境づくりに取り組みます。

- ・「ひこねふくし活動応援募金箱」の設置
- ・新たな寄付手法やメニュー等の検討【新規】

《重点項目：相談援助、生活支援活動の充実と推進》

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：福祉総合相談事業]

1 総合相談体制整備事業

平成30年度末にまとめた「彦根市まるごと連携による相談体制に向けた提言」の具体化を図るため、相談体制の充実や多機関連携のネットワーク構築等の取組を実践します。

これらの進捗状況を共有するとともに、今後における重点取組の検討や国が示す福祉の提供体制の見直し方針への対応を協議していくため、各分野の関係機関等で構成する「相談支援包括化推進・実践会議」を開催します。

なお、今年度における重点取組としては、“住民主体で困りごとを受け止め、解決していく地域づくり”“ひきこもり支援に向けたネットワーク構築”“障害高齢者への支援のあり方の検討”“アウトリーチ支援（訪問・寄り添い支援）の相談体制の構築”などについて、課題別ワーキング会議を開催して検討していきます。

また、「どこに相談すればいいかわからない」という人の最初の相談窓口として広く活用してもらえるよう「心配ごと相談」を常設化するなど、相談機会の拡充とさらなる周知を図るとともに、自らSOSを発信しづらい人へのアウトリーチや寄り添い支援の体制を整備していきます。

- ・相談支援包括化推進員の配置 3名（兼務3名）
- ・コミュニティソーシャルワーカーの配置【新規】 1名
- ・「相談支援包括化推進・実践会議」の開催 年3回
- ・課題別ワーキング会議の開催【新規】
- ・多様な相談機会の確保・充実
 - 心配ごと相談の常設化【新規】
 - 無料法律相談（月1回）
 - 高齢者&障害者なんでも相談会（ワンストップ型相談）の開催（年2回）
- ・複合的な課題等を抱える個別相談への対応
 - まるごと連携検討コア会議の開催（月1回）
 - まるごと連携会議の開催（随時）
- ・相談機関交流会の開催（年4回）
- ・「福祉まるごと連携サポートセンター（仮称）」の設置検討

2 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害などの理由により、判断能力が十分でない方々が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助サービスや日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス等の権利擁護に係る支援を行います。また、判断能力を欠くため、本事業の対象外となる方々へ継続した支援ができるよう、準備を進めている「法人後

見の受任」を本格的に開始します。

- ・地域福祉権利擁護事業の実施
- ・法人後見の受任開始
- ・法人後見事業運営委員会の開催

※権利擁護サポートセンター運営委員会と同時開催

3 生活困窮者支援事業

低所得者や失業者等の生活再建に向けたセーフティネットのひとつとして、滋賀県社会福祉協議会から事務委託を受け、継続的な相談支援と合わせて、生活費や一時的な資金の貸付けを行う総合支援資金のほか、教育支援資金、福祉資金等の貸付けを行います。また、生活困窮者自立支援への対応として、「生活つなぎ資金貸付制度」の継続実施に加え、就職面接時のスーツ無料貸出や散髪、入浴の支援を行うほか、課題を抱える相談者等への細やかな対応を図ります。

- ・生活福祉資金、生活つなぎ資金の貸付相談による自立支援
- ・就職面接のための身だしなみ支援、散髪支援、入浴支援の実施
- ・困窮者への物資提供ルートとしてのリソート(株)等との連携

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：権利擁護サポートセンター運営事業]

4 権利擁護サポートセンター運営事業

高齢者や障害のある方など、判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で尊厳を持ってその人らしく安心して暮らし続けられるよう、さまざまな権利擁護に関する相談や成年後見制度の利用手続などに関する支援を行います。

併せて、市民向けの成年後見制度の啓発講座の開催や、自治会や各団体などを対象とした出前講座の実施により権利擁護の啓発に取り組むとともに、地域の権利擁護支援の担い手づくりについて検討していきます。

また、市内の親族後見人等を対象とした交流会を開催し、親族後見人等が抱える課題や悩みを把握することで、その解決や改善に向けて取り組んでいきます。

- ・権利擁護サポートセンター運営委員会の運営
- ・高齢者や障害者の権利擁護に関する相談
- ・虐待等への権利侵害への対応
- ・成年後見制度の利用についての相談
- ・市民向け成年後見制度啓発講座の実施
- ・自治会などを対象とした小規模での出前講座の実施
- ・親族後見人等の交流会の実施
- ・権利擁護のための地域連携ネットワークづくり
- ・地域の権利擁護支援の担い手づくりの検討

《その他の地域福祉推進事業》

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

◆ 彦根市社会福祉大会開催事業

社会福祉功労者への表彰および社会福祉協力者に対する感謝状を授与するとともに、被表彰者の活動を広く発信します。

- ・表彰等選考委員会の開催
- ・表彰状および感謝状の授与式の開催（11月下旬）
※「見守り合いフォーラム」と同時開催

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

◆ 広報事業

身近な地域の福祉活動情報について、広報紙やSNS等を通して広く発信し、住民の関心の輪を広げ、福祉活動への参加へのきっかけづくりを目的に発行します。

- ・広報紙「社協ひこね」の発行 年間4回
- ・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行 年間4回
- ・ホームページの運営
- ・SNS（ツイッター・フェイスブック・インスタグラム）の活用

[拠点区分：共同募金配分金事業／サービス区分：一般募金配分金事業]

◆ 一般募金配分金事業

赤い羽根共同募金（地域助成金）を活用し、福祉活動情報の発信や地域福祉の推進に取り組む団体の活動に助成します。

- 地域における見守り合い活動の推進に向けた助成
 - ・見守り合い活動・支え合い活動事例集の作成・発行【新規】
- 多世代の居場所づくりの推進に向けた助成【拡充】
- 福祉情報を届ける助成
 - ・広報紙「社協ひこね」の発行 年間4回／うち1回（再掲）
 - ・広報紙「社協ひこね」点訳・音訳版の発行 年間4回（再掲）
 - ・彦根市地域福祉活動計画・2ヵ年延長計画の発行【新規】
- 助け合い・支え合いの地域づくりの推進に向けた助成
 - ・防災用備品の充実（倉庫・テント等の購入）【新規】
 - ・運搬車両（地域への貸出用を兼ねる）の整備【新規】
- 地域の福祉団体・ボランティア団体を応援する助成
 - ・彦根市民生委員児童委員協議会連合会助成【拡充】
 - ・「社会を明るくする運動」彦根市推進委員会助成【拡充】

《組織・財政基盤強化関係》

[拠点区分：法人運営事業／サービス区分：社協運営事業]

引き続き経営組織のガバナンス強化に取り組むとともに、理事会、評議員会を適宜開催し、組織全体のマネジメント機能を高めるよう努めます。

また、拡大しつつある事務局組織の適正な運営を図るため、経営機能・能力、内部連携の強化を図ってまいります。

引き続き、役員および職員への計画的な研修を実施し、一人ひとりの資質向上を目指し、協議体としての組織運営とコスト管理を意識した財政運営を図ります。

・法人運営体制の充実

1) 理事会、評議員会の開催

・事務局体制の充実

1) 税理士・社労士・弁護士等の専門家と連携した経営機能・能力の向上

ア) 税理士・社労士との顧問契約を一新し、新たな会計システムを導入することで業務の効率化、連携強化を図る

2) 質の高い人材の確保

3) 内部研修の充実と組織人、専門職としての研修の実施、外部研修への派遣

4) 労働時間の適正かつ客観的な把握のため勤退管理システムを導入する。

5) 職員の勤務状況や能力を評価し、給与管理、異動配置に反映する仕組みとして、人事評価制度について検討する。

6) 内部連絡会議の開催による連携体制の強化

ア) 連絡調整会議

イ) 衛生委員会

・会費の使途の見える化等による会員増強

1) 重要財源であることのPRと呼びかけ強化

特に賛助会費については市内の福祉施設・団体をはじめ様々な団体に呼びかけ共感を得ながら安定財源の確保に努める

また、協力いただいた団体等については「社協ひこね」やホームページ等で公表し、地域福祉活動に協力いただいていることへの感謝の表明と、協力団体であることのPRを行う。

《衣装貸付事業（収益事業）》

[拠点区分：衣装貸付事業／サービス区分：衣装貸付事業]

組織の安定した経営を図り、継続的な地域福祉活動財源の獲得を通して地域福祉が推進できるよう、貸衣装事業に取り組めます。

また、貸衣装利用者からのニーズが高い第2土曜日の終日営業を継続し、利用者の要望に応えます。

社協広報(社協ひこね)の各号裏全面をカラーで、また湖東地域のタウン誌「こんきくらぶ」の定期掲載により広報活動を強化することによって売り上げ増となるよう努めます。